

### 3. 新医薬品の薬価算定方式②

～特例的なルール～

- 新規性に乏しい新薬については、過去数年間の類似薬の薬価と比較して、もっとも低い価格とする(類似薬効比較方式(Ⅱ))。
- 新規性に乏しい新薬:以下の条件をすべて満たすもの
  - 補正加算の対象外
  - 薬理作用類似薬が3つ以上存在
  - 最も古い薬理作用類似薬の薬価収載から3年以上経過
- 原則として、①又は②のいずれか低い額とする。
  - ① 過去6年間に収載された類似薬の最も安い1日薬価
  - ② 過去10年間に収載された類似薬の1日薬価の平均価格
- これが、③ 類似薬効比較方式(Ⅰ)による算定額(最類似薬の薬価)を超える場合は、  
さらに、④ 過去10年間に収載された類似薬の最も安い1日薬価  
⑤ 過去15年間に収載された類似薬の1日薬価の平均価格を算出し、③～⑤の最も低い額とする。